

② 履修方法等 【平成 20 年度及び平成 21 年度入学生用】

1. 履修方法

- (1) 法律基本科目群の実定法基礎科目の 16 科目 35 単位及び実定法発展科目にある必修科目 12 科目 26 単位はすべて必修（ただし、民法Ⅲ〔債権総論〕は、平成 20 年度入学生に限り、選択科目とします）
- (2)-1 法律実務基礎科目群の法務基礎科目 5 科目 5 単位はすべて必修
- 2 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目 3 科目 6 単位はすべて必修
- 3 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから 2 科目 2 単位を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群の科目（選択必修科目）のうちから 4 科目 4 単位を履修
- (4) 展開・先端科目群の選択必修科目のうちから 17 単位を履修（ただし、平成 20 年度入学生に限り、19 単位を履修とします）

2. 履修登録単位の上限

履修登録する単位の上限は、修業年限により以下のとおりとします。

- (1) 修業年限 3 年の場合：各年次ともに 36 単位
 - (2) 修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位
- （注）TWINS（履修登録システム）では、法曹専攻で定める履修登録単位数の上限を超えた登録を確認する機能が備わっておりませんので、超えないように十分注意して登録してください。

3. 履修登録期間

学期毎などの決められた期間内に、現在登録している単位数などを十分に確認してから履修登録・削除してください。期間を過ぎてからの追加登録、登録削除は認めませんので十分に注意してください。

4. 進級要件及び到達度確認制度（GPA）

以下のとおり進級要件及び到達度確認制度を共に満たさない場合には進級できません。

- (1) 進級要件〔《 》内は、修業年限 4 年（長期履修）の場合を示す。〕
 - 1 年次：履修年次を 1 年次とする必修科目 33 単位中 21 《17》単位以上取得
（ただし、平成 20 年度入学生は、履修年次を 1 年次とする必修科目 31 単位中 19 《15》単位以上取得）
 - 2 年次：履修年次を 2 年次とする必修科目 24 単位中 15 《11》単位以上取得
- (2) 到達度確認制度（GPA）

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき 4 点、A 評価につき 3 点、B 評価につき 2 点、C 評価につき 1 点、D 評価につき 0 点とし、1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要します。

（注）履修登録した授業科目は全て（途中で履修放棄した科目を含む）GPA の計算に入りますので、履修に際しては十分に注意してください。

5. 留年時の履修・GPA・成績評価

- (1) 履修について

前年度の成績評価が「D」であった科目を履修、及び、「C」であった科目を再履修することのみ可能です。

（注）再履修…既に修得している科目をもう一度履修すること
- (2) GPA について

再履修した科目の成績評価が下がる（例、「C」→「D」）ことがあれば、GPA 算出に関しては、良い方の成績が適用されます。
- (3) 成績評価について

再履修した科目は、修了要件の単位数には追加して数えられません。

6. 修了要件

95 単位（必修科目 72 単位・選択必修科目 23 単位）以上履修し、且つ、最終学年時の成績について、到達度確認制度（GPA）の 1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要します。

（ただし、平成 20 年度入学生は、必修科目 70 単位・選択必修科目 25 単位以上履修することを要します。なお、選択必修科目 25 単位のうち 2 単位は、民法Ⅲ（債権総論）の 2 単位をもってこれに代えることができます。）

7. 法曹専攻以外の学生の履修

「展開・先端科目群」の一部の科目について、当該授業担当教員の許可が得られたものに限って、受講を認めています。